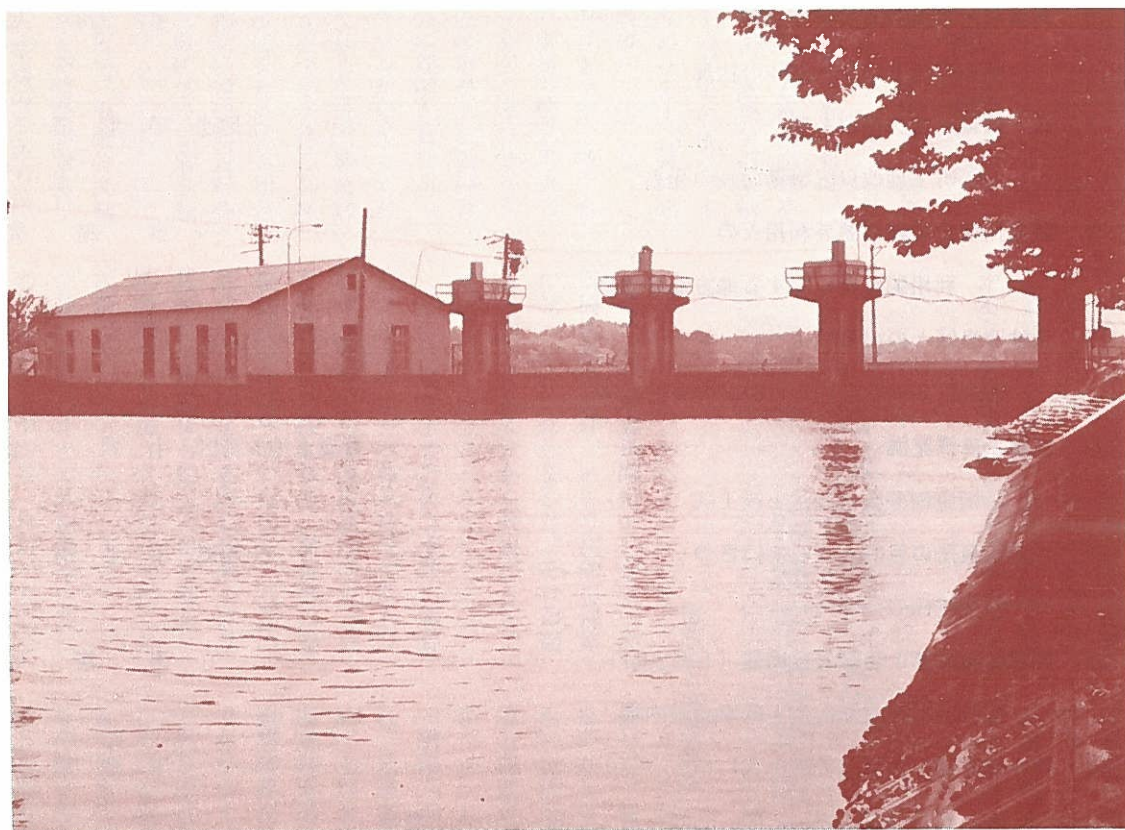


むつみ

第23号 1986. 5. 30



福島県土地改良団体職員連絡協議会

このたびの県の人事異動により、農林課土地改良団体係長を命ぜられました。よろしくお願い致します。

農地林務部の職場に参りまして、今年で十年が経過しようとしております。この間、会員の多くの方々は、種々の面でお世話になって参りました。農林課に参りましても、皆様のより一層のご協力により、土地改良区の健全な運営と土地改良事業が、より円滑に推進されますように、微力ではありますが、努力する覚悟です。ですのでよろしくお願い致します。

今日我が国の農業を取り巻く内外の情勢は、農産物の自由化の問題、兼業化、高齢者農家の増加など非常に厳しいものがあります。このような中で、土地改良事業にあっても、依然として厳しい状況に置かれております。しかし、このような時期にあつてこそ、会員の皆様の日常の事務処理が、より大切になって来るのではないかと考えられます。具体的

な問題としましては、賦課金徴収の問題があります。

賦課金を適正に賦課すると共に、賦課金の未納者に対する事務処理を適切にすることです。賦課金の未納の原因には、種々の理由があり、多面的考察が必要であります。最終的には、事務局と理事が一体となって対応する必要がありますが、特に会員の皆様の日常の事務の積み重ねが、重要になって来るものと思われれます。

また、土地改良区の事業の実施内容が、組合員に充分に理解されなかったことによるトラブルが発生しております。このようなことは、組合員の個々の問題にもありますが、これらの事態を未然に防ぐためにも組合員に提出する事務局の適切な資料等の作成が、より大切になって来るものと考えられます。

土地改良区の運営や、事業の実施には、近年増々多くの問題が発生しております。会員の皆様のご苦労は、

このたび本会機関紙「むつみ」の寄稿依頼を受け、あまり突然の連絡にびっくりいたしました。それが順番ということですから尚更のことです。

私には文章をまとめて皆様に解説してもらうような作文は苦手なんだ、特に当相馬市土地改良区は四月一日合併発足したばかりで、事務局の整理整頓等も終わっていないし、五月の総代選挙を控えて名簿の作成その他諸帳簿の整備にも忙しい毎日だから次の機会とも思ったがご引受けした次第です。

前にも述べたとおり相馬市内四つの土地改良区が四月一日付で大同合

併して、相馬市土地改良区として発足いたしました。今回はこの「むつみ」の紙上をお借りして、合併経過等の概要について紹介させて頂きます。

昭和二十四年土地改良法が制定され、以来各地に土地改良区が設立され、土地改良事業の施行主体として、事業の推進に主要な役割を担って、地域農業の振興に寄与してきたものであります。

然るに近年農村の混住社会が進行している現状を踏まえる中で、このような実状に対応して土地改良区が、その自主性を保ちながら市町村の行政と連携を密にして、計画的な事業

県農林課土地改良団体係長 小野勝彦

新任のあいさつ

図り知れないものがあります。しかし、このような状況にあつても皆様の今日のまでの長い経験と今後の努力により、土地改良の業務が一層前進することを期待しているところであります。

最後になりましたが、会員の皆様のご活躍とご多幸を願ひまして新任のご挨拶といたします。

目次

1. 新任のごあいさつ..... 農林課 小野勝彦
県土地改良団体係長の異動に伴う新任あいさつ
2. 合併発足した相馬市土地改良区..... 相馬市土地改良区 吉野元啓
相馬市内の四土地改良区の合併経過
3. 「鼻どり」と田植えの頃..... 鮫川堰土地改良区 吉田重吉
昭和年代始めごろの農作業
4. 昭和60年度第3回役員会..... 事務局
昭和61年2月14日開催
5. 農業用用水施設賠償責任保険..... 事務局
昭和61年度の加入団体の状況
6. 故・遠藤末吉氏を偲んで..... 土地連 平形清一
山都町土地改良区事務局長の死去
7. 農業用排水路の農外利用との..... 事務局
利用調整等に関する地方監察結果
8. 土地改良区との出会い..... 川内村土地改良区 佐々木 弘
改良区内の事業内容と職員の身分保障
9. 沿革とは場整備..... 吾妻土地改良区 小沢 一三
は場整備事業の完了と竣工式
10. 土地改良法の目的と同じあいさつ..... 土地連 平形清一
農業関係会合のあいさつ
11. 昭和61年度第1回役員会開催（5月20日）..... 事務局
昭和60年度決算監査と幹事会の内容
12. 呑み屋で拾った話（その十五）..... 平形清一
(1) 五月の呑み屋 (2) 心のごみ (3) 女の人と酒席
13. 編集後記

表紙は、八沢干拓土地改良区管理の排水機場

合併発足した 相馬市土地改良区

相馬市土地改良区 吉野元啓

の推進、農業用施設及び用排水の管理等の適正化をはかる必要があると思われる。

このため土地改良区の育成強化に資するためには、市町村単位又は一水系毎に土地改良区の合併統合が望まれるところである。

このような観点から昭和五十五年に土地改良区育成強化対策実施要綱が制定されたのである。以来、この趣旨に則って全国的に土地改良区の合併気運が急速に高まり、推進されているところである。私達原町農地事務所の管内でも現在殆どの土地改良区が市町村毎に合併されている現況であります。

このような実状を踏まえて、相馬市内の各改良区にも漸くその機運が盛り上がり、六つの土地改良区が合併懇談会を開催したのは、昭和五十六年七月二十日のことでした。その後会津坂下町土地改良区等に研修を求め、何度か会議を重ねて五十七年七月八日には、大野土地改良区理事長佐藤哲郎を会長とする合併協議会が発足し、更に各区一名で構成する幹事会を設け、原町農地事務所等の指導助言をうけながら規約を定め前向きな話し合いが進められてきまし

た。合併するには先ず各土地改良区の運営の実態その内容を把握することが肝心であることから、幹事会では運営内容収支予算、決算の状況、資産、負債その他の調査を行ない協議会に報告し検討してきたところであるが、途中で新沼土地改良区が、相馬地域開発地内にあり大部分が買収対象地であるとの理由、更に八沢土地改良区は地区が相馬市と鹿島町に跨り内容に複雑な事情があるとの理由から合併には参加できないとの申し入れがあり、協議会はこれを了承以後は四土地改良区で合併することを確認、基本構想の作成に入ったのであります。

六十年七月二十五日の協議会で基本構想を承認決定し合併目標日を六十年四月一日とした。八月には各地区毎に部落説明会を開始し組合員の賛意を得て、六十年十二月三日に予備契約書に調印、各単位改良区毎に臨時総代会を開催し合併を議決、設立委員を選任して認可申請の手続きに入ったのです。設立委員会では委員会規程、定款、規約諸規程の作成承認し、今年二月十五日全委員が申請人となり合併認可申請書を知事に提出したのであります。こうした

経過を辿って予定通り四月一日付認可となり、旧宇多川沿岸土地改良区、相馬市大野土地改良区、日立木土地改良区、山信田土地改良区、以上四改良区が大同合併し相馬市土地改良区として発足したのであります。

思えば第一回会合以来既に五年近い歳月を経て漸く実現したものです。振り返ってみれば、市町村や農協の合併等でも種々問題点があつて容易でないといふ理解されるが土地改良区の合併も仲々むづかしいことだと感じました。

問題点の中からその一つ二つ挙げてみよう。その第一点はそれぞれの改良区毎に異なつた特色という点、その運営形態が異なつていたことである。「維持管理型」、湛水防除を主とした「排水管理型」、ため池管理の「水利組合型」、更に団ば事業を西地区も毎年施行している「は場整備型」と区分されると思う。委員会等の下部組織等も個々区々であるため、その慣行的な予算も絞む問題点もあり調整に苦慮した。

第二には経常賦課金の額が五〇〇円・三、五〇〇円と七倍の格差があつたことだ。均等賦課を基本と考え

たが結局は尚分の間は不均等賦課で運営することに決まつた。

第三には総代及び役員定数の配分と職員の給与の点が論議となつた。役員が現行三十八名から十五名とすることにについては、異論続出、総代定数にも反論もあつたが、結局県・市の指導で基本構想のとおり落ち付いた。

その他諸々の難関もあつたが三十数回に及ぶ慎重に協議を重ねた大同小異があつても、問題点を一件毎に解消し此に相馬市土地改良区として設立発足をみたのであります。

今日まで温い御指導頂いた県、市当局の方々に深く感謝と敬意を表するものであります。

次に新発足した相馬市土地改良区の概況を説明しますと、地区総面積二、一七二ha、組合員総数二、〇五〇名、総代数四十三名、理事十二名、監事三名、職員七名で開店運営をしております。事業は団ばで継続中の中小野、宿仙木、大坪東の三地区、新規で新城前地区、県ほど相馬西部地区と磯部地区を着工する計画であり又相馬東部地区調査設計に入る計画である。県相馬西部は地区面積二二四ha、総事業費は一、四一七、

〇〇〇円、磯部地区は面積二二五ha、総事業費二、六一九、〇〇〇円となつています。更に今年調査に入る相馬東部地区は面積五四四haを合計すると実に一千町歩となり、相馬市の水田面積の三分の一に及ぶ基盤整備事業を施行することになる。従つてこの事業の成功こそ地域農業の振興と相馬市農政の進展に大きく寄与することになり、関心と期待が寄せられているところである。この重大な

時期に合併発足した土地改良区が果た役割の重大さを痛感させられます。合併前の土地改良区には夫々歴史と伝統の中で運営してきたわけですが今後はその基盤に起つた土地改良区の元年として、今こそ新しい村作りを目指して役職員一体となつて邁進すべき時と決意を新たにしているものである。

皆様方の一層の御指導御鞭撻をお願いいたします。

「鼻どり」と田植えの頃

鮫川堰土地改良区 吉田重吉

「眠いだらうが起きておくれ、今日も頼むよ」小学校五年生の私は布団から身を起したトタン足腰が痛い。特に足の切り傷の痛みで足の太さが二倍位に感じられる。

無理もない、昨日は五月雨の田の中をどの位歩いたのだろう。田植えの準備で初めに「ゴロマンガ」をかけ次は荒代掻き、そして四、五日おいて今度は植代掻きと一枚の田を縦に、そして横に順序よく馬と共に歩く。今日も又俺の出番の「鼻どり」

家のスタイルは誰にも想像できなかった。肥料は経済的理由から全肥は充分に使えず、豊年豆粕の砕いたものを薬程度に入れ連華草厩肥は上等の類である。大低は生の雑草に名ばかりの堆肥を入れる。この田の中を馬と共に歩く。二毛作のできる田のときは楽だけれども腰まで浸るヌカリ田は大変で歩くのが精一杯だから子供には真直ぐ進めない。同じ処を二度歩き、或いは逆に前のコースから大きくそれることもある。

「ほらっ引つ込めろ、引つ込めすぎだ、もっと出せ」マンガ押しが大声で怒鳴る。馬が足をとられてうまく歩けない。鼻どりとマンガ押しの喧嘩は正に漫画である。元氣のある若駒の鼻どりは田の中で馬との競走である。木切れ、生草、それに小石を度々踏むので親から貰った丈夫な皮つきの足でも素足で歩くからたまらない。夕方泥を落として驚くのは傷だらけの足である。この血の臭いを求めて無数の蛭が肉の中まで喰い込んで血を吸っている。この期間は農休みといって学年に応じた休みがある。この時代の農家の子供は特に男の子はよく働かされた。猫の手を借りるどころではない。

漸く一枚の田の代掻きを済ませて次の田に移る荷馬車の全盛期で自動車等は極めて珍しい時代なので砂利道の国道も県道でも、馬を引いて悠々と歩く。この移動が楽しみで田との距離が遠い程うれしかった。泥田の駆足からこの堅い道を歩くことによって疲れが半減したものです。十時と三時のこじ飯、そしてお昼と朝夕を加え一日五回の食事が楽しかった。働くためには喰べることが条件である。「今日は特別のご馳走だ、うんと喰べ」お菜は大豆入りの油味噌、キャベツの油炒め、そして最大の自慢はみがき鯉の味噌煮である。大きなホーロー引きの弁当箱にご飯をつめ込んで蓋もできない程の弁当飯、おかずと交互に口に押し込んでの丸飲み、ゆっくり味を楽しむゆとりなどはない。それでも味噌と塩の強かったことは今も記憶に残っている。

この食事マンガ押しと二人だけのもの、胃袋の飯がまだ落ち付かない内にすぐ作業だ。飯休みも昼休みもない。いま代掻きを終えた田ではもう田植がはじまっている。農家の耕作の規模にもよりますが、田植えは一週間から十日を費しました。

水苗代の苗取り、そして田植えと全部が手作業で、しかも自分の家の労働力が頼りの場合によつては、「ユエ」をして共同作業も行なわれました。この時代（大正十四〜十五年）の用水は水路にたよれず総て天水に依存しておりました。旧三月節句の頃となると田にクロを塗って水洩れを防ぎ自分の田の水を確保し、一度貯めた水は明日の日照りに備え、代掻きも田植えもすべて水の中の作業。この慣習が生活の知恵で生まれ又自衛手段でした。

最近開発途上国の田植え風景や農作業がテレビに出ると、これが六十年前の日本の姿であったと、過ぎし日を想い懐かしくなります。

家鴨のように水の中の作業。田植えもバラ植えから縄植えになり、やがて水利の恩恵によって用排水が自由になってからは「コロバシ」と称して代掻きを終え排水した田面に四角の型を押して、これに苗を挿すことは子供にも容易に作業ができるようになりました。

農家の最大の行事である田植えを終えると早苗振りです。神様に豊作を祈念し作業の労を慰やしたものです。大人は酒をくみ交わし、女、子

供には赤飯を炊きそして種粃の残りで炒米を作り、アラレ餅を炒り大豆を加え砂糖で味付けをして、これを賞味しながら、あの鼻どりの難行苦行の疲れを忘れたものです。早苗振りの頃は学校の休みも終わります。学校から帰って見ると鼻どりを頼まれた家から赤飯に「チヂミ」のシャツを買ったものです。これが子供にとって無上のよろこびでした。その頃「アメリカでは機械に乗って田起こしから田植えまでする」ときかされて半信半疑でした。

戦後の日本は農地改革、食糧増産、は場整備と大型機械化による農作業で、その姿を大きく変貌して六十年前に聞かされたアメリカの話が現実のものとなっております。

かんばい事業の水商売でも非農家の私は口に入れるものは名の知れない配給米です。お蔭でアチコチの内地産米を喰べることが出来ます。水がぬるんで鮎の産卵がはじまり、田起こしのトラクターの響きで蛙も冬眠から顔を出しました。もうすぐ田植えです。今年もお互いに頑張りますよ。



昭和六十年 第三回役員会開催

本協議会の第三回役員会は去る二月十四日、午後二時から郡山市喜久田町、県ラドン健康センターにおいて、役員十八名（三名欠席）事務局より土地連の鈴木和五参事、三浦指導課長などが出席して開催された。

会議は堀川副会長の開会のあいさつに続いて高倉会長のあいさつ、来賓として参与の県農林課石川土地改良団体係長の祝辞をうけて、次の事項を協議した。

(1) 昭和六十年事業及び予算執行の中間報告について

四月より一月までの事業及び事務の内容を報告、さらに予算の中間報告を行い今後の見込について説明し了承された。

(2) 未納会費及び協賛金について
一月末現在、六土地改良区で会費十二人、協賛金八人が未納になっており各支部の役員及び土地連の支部連絡員を通じて未納解消に努力することになった。

(3) 本協議会設立十周年記念に伴う行事について
昭和六十一年度は本会が設立されて十周年目となるので記念行事を催すことを協議し、次回役員会（幹事会）まで会員の方々の意見を聞いてまとめることとした。

(4) 表彰者の取扱いについて
は場整備事業のみの土地改良区は事業が完了すれば、解散や合併等で改良区の職員も多少退職されることになるため、表彰規程の十年に満たない人もでくるため、特別扱いとして自己の都合でなく退職させられる場合は八年以上でも表彰することとした。

(5) 他県の職員協議会の状況
土地改良区職員の団体として、東北六県では秋田県に土地改良事業団体職員会があり、会員は改良区の職員だけの団体で、事務は土地連で行っている。現在の会員は五一四名、会の運営は各支部（各

出先ごと）を設けて、各支部ごとに役員会、講習会、研修会を実施して、本部では年に三回の役員会（支部の役員正副二名づつ）と総会（一回、一日経費は一人約千円）を開催している。機関誌は「職員会だより」として年一回各支部の状況と予算決算などを載せており会員の投稿はほとんどない。また予算は毎年土地連より八〇万円の補助と会費で、会費は本部納入分と支部納入合わせて支部ごとに五五〇〇円から八、〇〇〇円である。なお各支部で異なるが会員に対し慶弔規程を設け退職慰労金や出産病氣見舞などを支給している支部もある。

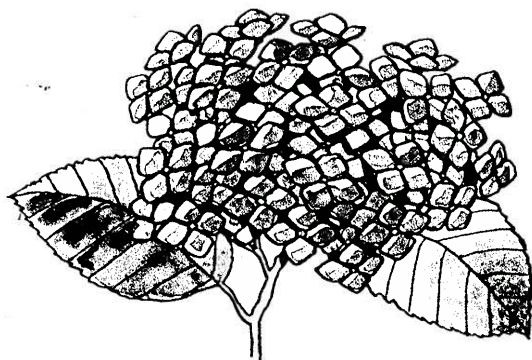
(6) 役員会の費用（旅費）の負担について
役員会出席の旅費は費用弁償として負担することになるが、一泊二日の場合は予算を超えるため、今回は各自負担となったが、今後は一日分だけの旅費を負担し、その外の経費は各自負担することに協議した。

(7) 研修事項
（土地改良区の諸規程の内容と問題点について）
「昭和六十年度版土地改良区運営の手引」による諸規程と前の手引の諸規程、特に土地改良施設の維持管理規程について意見を聴取した。

農業用排水施設 賠償責任保険加入団体の状況

土地連が昭和六十年より新たな事業として実施した、農業用排水路等の事故に対する賠償責任保険の加入土地改良区、市町村及び保険加入対象施設の状況は、昭和六十一

年五月現在次のとおりとなっております。



農業用排水施設賠償責任保険加入団体 (61. 5. 20)

加入団体	保険加入対象施設及延K数			加入団体	保険加入対象施設及延K数		
	用排水路 延m	ダム、ため池 周囲m	計 km		用排水路 延m	ダム、ため池 周囲m	計 km
郡山市多田町土改区	—	6,100	6.1	四時川沿岸土改区	15,000	—	15.0
矢吹土改区	6,790	2,308	9.1	会津若松市大戸町土改区	—	595	1.0
大玉土改区	1,200	3,000	4.2	戸ノ口堰土改区	83,000	—	83.0
利根川土改区	6,000	—	6.0	鮫川堰土改区	13,500	—	13.5
会津北部土改区	5,400	9,000	14.4	伊達西根堰土改区	35,500	1,500	37.0
梁川町土改区	7,748	2,000	9.8	新沼干拓土改区	10,500	—	10.5
二本松市土改区	18,600	3,380	22.0	安達疏水土改区	6,744	3,632	10.4
鹿島町土改区	76,430	44,930	121.4	長瀬川土改区	19,266	—	19.3
新鶴村土改区	5,400	—	5.4	会津本郷町土改区	30,000	—	30.0
須賀川市浜田地区土改区	29,260	2,535	31.8	磐城小川江筋土改区	28,000	407	28.5
桑折町土改区	2,600	900	3.5	会津大川土改区	60,000	—	60.0
鮫川村土改区	5,020	174	5.2	上山下堰土改区	25,150	—	25.2
会津若松市湊土改区	27,852	8,000	35.9	表郷村土改区	2,200	1,670	3.9
相馬市土改区	2,000	—	2.0	土田用水堰土改区	12,300	—	12.3
中島村土改区	17,400	7,000	24.4	伊南村土改区	11,000	—	11.0
福島市土改区	31,300	6,300	37.6	阿武隈上流土改区	—	8,000	8.0
塙町土改区	6,781	—	6.8	西郷土改区	4,720	4,500	9.3
遠田具沼土改区	6,035	—	6.1	東和町土改区	—	2,238	2.3
矢吹原土改区	74,350	—	74.4	社川土改区	8,200	—	8.2
愛谷堰土改区	21,000	—	21.0	表郷村土改区	—	1,188	1.2
滝根町土改区	—	2,740	2.8	小高町土改区	9,800	—	9.8
好間堰土改区	7,300	—	7.3	井上用水堰土改区	5,300	—	5.3
双葉町土改区	—	9,000	9.0	川内村土改区	10,500	3,500	14.0
駒形土改区	12,000	—	12.0	八沢干拓土改区	9,000	—	9.0
河東町土改区	6,230	—	6.3	新地町土改区	7,150	5,780	13.0
東根堰土改区	28,000	—	28.0	会津坂下町只見町土改区	1,600	—	1.6
請戸川土改区	11,886	1,600	13.5				
原町市土改区	19,083	48,983	68.1	合計 (54)	844,095	190,960	1,036.4

故遠藤末吉氏を偲んで

山都町土地改良区の事務局長であった遠藤末吉氏が死去されました。ここに会員一同慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

氏は昨年十一月十八日肺炎のため会津総合中央病院に入院治療され、本年二月二十四日退院し一時健康状態も良好にみえたが三月三日再度病に倒れ、国立仙台病院に入院手術治療されたが薬石効なく四月八日永眠されました。氏は戦後昭和二十二年福島食糧事務所耶麻支所に勤務、二十三年には耶麻郡北山村外二ヶ村組合立松原小学校の助教諭として二年間勤め、さらに相川農業協同組合に三年間勤務して、昭和三十三年十月相川土地改良区に奉職された、相川土地改良区は昭和三十七年四月山都町土地改良と合併され現在に至っているが、氏は土地改良区に奉職以来二十七年間の永きにわたり事務局長として、土地改良事業の推進に積極的に関わり、持前の行動力と実行

土地連 平形清一

力で大きな成果をあげ、さらに土地改良区の健全なる運営に献身的な努力を払い、地元住民はもとより役職員の信望もあつく、その指導力と熱意により二十数年間各種事業を実施させた。昭和三十八年より五十年までは、開拓開かん事業、耕地整理事業、かんばい、農道事業及び災害復旧事業など約十一地区で、ポンプ揚水による水利の確保、開拓地の砂地や客土の土壌改良、工事、換地上的苦情、開田抑制に伴う諸問題、さらに事業不同意者の説得や地区外との交換分合問題を豊富な経験と手腕により解決された。昭和五十年以降は団体営は場整備事業を主に山村振興やかんばい、農道事業を実施させ、用地買収や難工事のため業者とのトラブル、事業資金の調達に大へん苦勞させた。また最近では土地改良総合整備事業も実施しており事業に伴う苦情も多く、中には部落内の対立、換地についての委員不信感、地元員

担についての不満等があつて、そのつど説得に奔走、時には休日、夜間まで寝食も忘れ問題の解決にあたるなど、氏は土地改良一筋に町内各地の事業完成に貢献された。

益々促進を必要とし、これらの手腕に期待するところ大であつたが、本当に残念でたまりません。熟年五十九才で死去された遠藤末吉氏のご功績に対し深く感謝すると共に心からご冥福をお祈り申し上げます。

農業用排水路の 農外利用との利用調整等に関する 地方監査結果の概要

福島行政監察事務所では昨年八月から本年一月まで、会津若松市、福島市、郡山市外二町内の土地改良区の農業用排水路について、農外利用の実態を監察したが、その結果の概要は次のとおりでした。

今回調査した農業用排水路（以下「水路」という）の汚染状況をみると、市街地を中心として一般住宅から排出される調理くず等を含んだ家庭雑排水及び浄化槽排水（以下「生活系排水」という）により、水質汚濁が発生しており、汚泥の堆積、空缶、発泡スチロール、ナイロン袋等のゴミの投棄及び「モ」の繁

茂による流水阻害や水質汚濁等環境問題が発生しているところが見られる。従来の水路の機能と管理及びその限界

水路は稲作にとって必要不可欠である農業用水の安定的な確保及び過剰となった排水の排除のため開発整備され、地域農業の発展に大きく寄与するとともに集落における地域排水路としても活用されてきたという背景から、古来、集落の共同体意識のもとで農家を中心とする集落居住者が共同して維持管理に当たっていた。その後、水路の管理に関する法制

度の整備が進められ土地改良法では、水路の中核的管理主体として土地改良区を位置付けているが、実態上土地改良区が自ら管理しているのは幹線水路に止まっており、末端水路については集落が旧来からの慣行に基づき管理している場合が多いとされている。しかし、昭和四十年以降急速に進展した市街化により農業の相対的地位が低下し消費生活を主とする非農家が増加したため、市街地では一般住宅から排出される生活系排水が大量に流入するようになり、水路の地域排水路としての機能が著しく増大しており、従来からの水路の機能及び管理方法等に影響が生じている。特に末端水路については一般的な管理体系が確立されていないこともあって管理方法等の問題が顕在化している。

2. 関係機関の措置

水路の維持管理のほか一般住宅から排出される生活系排水の流入等農外利用との利用調整に関する土地改良区、集落、市町村、県などの措置状況は次のとおりである。

(1) 土地改良区

土地改良区における水路の維持管理状況をみると、概ね二回浚渫、

草刈を実施しているが、受益地が少なく実質的に地域排水路化している。市街地の水路については、農業用水の通水に必要な場合に限り汚泥の堆積のひどい箇所を浚渫するにとどまっているところもある。

一方農外利用との利用調整状況をみると、各土地改良区では関係市町村から助成、援助を受けているところが多くみられるが、なかには助成を全然受けていない改良区もあり関係市町村との協議内容にも差異がみられた。このほか、各土地改良区では、いずれも新たに生活系排水を排出する場合にはその都度、現地調査を実施した上で同意することとしており、同意に当っては水路の果たしている役割について啓発を図っているが、地域住民と接触する機会が少なくともあり、十分浸透しているとはいえない状況にある。

(2) 集 落

集落における水路の維持管理状況をみると、概ね二回程度、集落居住者が共同して浚渫等を実施しているが、市街化の著しい地区では浚渫等に参加しなかった者から出不足金を徴収している例や地域住民の協力が得られない集落があるように水路に

対する住民意識の低下から水路の維持管理が困難となっているところもみられる。なお、一九八〇年の農業センサスによれば、県内の市街化区域外の農業集落のうち管理すべき末端水路のある、三、四九二集落のうち非農家数の増加、専業業の分化及び住民意識の変化等により集落として管理していないところが四六四集落（一一・七％）あり、集落管理の困難性が示されている。

(3) 関係市町

市町では、水路への生活系排水の流入等農外利用が著しく増加し、土地改良区、集落の管理に多様な影響が生じていることを認識しているが、その対応は土地改良区との協調関係、慣行及び財政事情等により異なるものとなっている。

これを幹線水路を管理している土地改良区との関係についてみると、各市町とも一部を除いては運営費、維持管理費等何らかの助成援助を行っておりまた、末端水路については、各市町とも集落管理に依存していたが、生活系排水の流入等により流水阻害や水質汚濁等環境問題が発生してきたことから、関係市町が直接水路の浚渫、改修等に当たっている例が

みられる。

(4) 県

土地改良区における農外利用との利用調整についての指導に当たっている県では、生活系排水の流入等による水路の汚染がみられる土地改良区における利用調整の実態を把握するとともに、今後の管理方法等について、①市町村協議の充実、②地域住民に対する啓発、③開発行為との調整措置、④合併による体制強化等について指導している。

このほか、県では、生活系排水対策の法的位置付けや本来県が果たすべき役割が不明確となっている中で生活系排水が河川、湖沼等の水質汚濁の要因となっていることから昭和五十七年福島県生活系排水対策連絡調整会議を設置したほか、同年九月推進方針を定め関係各課の役割分担により生活系排水対策を推進しているが、当面、地域住民に対する啓発及び下水道事業、農業集落排水施設整備事業等現行施策により対処することとしている。このうち生活系排水対策連絡調整会議の事務局及びし尿浄化槽の維持管理に関する指導に当たっている環境保全課及び保健所では次のような措置を講じている。

ア、昭和五十七年十一月県内五市の地域住民を対象として家庭等の生活系排水の排出状況及び、昭和五十九年県内全市町村を対象として生活系排水による環境問題の発生状況についてアンケート調査を実施し、実態の把握に努めるとともに地域住民に生活系排水問題について啓発するためポスターやテキストを作成し、市町村等に配布している。

イ、市町村等の協力を得て、①調理くず等のたれ流し防止、②水路等の清掃、③下水ますの設置等家庭における発生源対策について啓発するとともに「快適な環境づくり県民憲章」の周知及び「クリーンふくしま運動」を展開して地域住民の理解と協力を求めている。

ウ、各保健所では、し尿浄化槽の設置基数が多いことから設置者から委託を受けている保守点検業者に対する指導を基本としており、苦情のあったもの、法的検査で不適とされたものについて保守点検業者の同行を求めて維持管理について指導しているほか、設置者に対しても月一、二回開催している維持管理の励行及び法定検査の受検について啓発を図っている。

以上のように関係機関では水路の機能保持や汚染防止を図るため、維持管理及び農外利用との利用調整等に当たっているが、次のような問題がみられる。

(1) 関係市町では、生活系排水の流入等により市街地を中心として水路の流水阻害や水質汚濁等が発生し、土地改良区、集落の管理に影響が生じていることを認識しているが、管理移管や管理費用の分担等に係る財政事情の問題のほか、末端水路の一般的な管理体制が確立されていないことなどから土地改良区、集落と継続的に協議する場を確保することが困難となっている。

(2) 土地改良区では、新たな排水放流に係る同意に当って水路の果たしている役割についての啓発に努めているが、地域住民と接触する機会が少なくことから十分浸透していない状況にある。

(3) 生活系排水対策を推進するためには、法制度や財政措置の整備から処理技術の確立までを含む広範囲な施策を講じていく必要があるが、啓発を含めた施策を推進するための国、県、市町村の行政的な関与等に

についての法的な位置付けが明確となっておらず、また排水実態が複雑な家庭排水の有効な処理技術が開発されていない。

(4) 厳しい財政事情の中で下水道事業等の促進及び共同処理施設の整備等に対する財政制度の拡充強化が難しくなっており、また、し尿のほかに家庭雑排水も合わせて処理するための処理対象人員五十人以下の合併浄化槽については構造基準がなく、価格も高いことから普及を図ることが困難となっている。

(5) 生活系排水は日常生活に伴って排出されるものであるため、地域住民の理解と努力を得ながら推進していくことが不可欠であるが、住民

土地改良区への命令

川内村土地改良区 佐々木 弘

本会より寄稿依頼の文書を受け、ついに私の番がきてしまったかと思いい、題材を思考錯誤のうえ、「土地改良区との出会い」と言う事で書き綴って行くことと致します。何分にも文を書くのを苦手とする私ですの

わが川内村土地改良区は、諸先輩方のご努力により、昭和三十一年に、

村内一円を受益地とし、灌漑排水施設の建設、改修、区画整理、農道の新設や改修、暗渠排水事業及びこれらの施設の維持管理を目的として設立され、現在まで、大小合わせて約一〇〇地区の土地改良事業が実施され、山間地を除く本村耕地の七〇%以上が整備されたこととなります。また、組合員数は四三二名、地区面積二九六haの小さな改良区であります。

私の改良区との出会いは、昭和五十二年、家の都合により東京電気通信局を退社し、郷里である本村へ帰って来た時の事になります。職もなく、優雅な毎日を送っていると、「今度、土地改良区の職員採用試験があるから受けてみる。」と言われ、この言葉が縁となって、お世話になった次第です。お世話になったのは良いのですが、私にとっては、畑違いも甚だしく、見る事聞く事が新しい事ばかりで、太平洋の真ん中に、一人小舟に置かれたような日々でした。しかし、各関係機関の先輩方に、灯台の如く進路に灯を照らしていただいた事によって、今日まで歩を進めてまいりました。この場をお借りして、心より感謝を申し上げますと共に、今後ともご指導の程、お願い致します。



事後ともご指導の程、お願い致します。

沿革とほ場整備

吾妻土地改良区 小沢 一三

当土地改良区では、このたびはほ場整備事業が完了し五月二日竣工式を挙行いたしました。その概要は次のとおりです。

当地区は猪苗代町の北東部に広がる酸川野、田茂沢、木地小屋、大原の農家戸数一二〇数戸で、四集落は、吾妻山系に河川源を発する酸川の北岸に三km余におよぶ長方形の地域である、かんがい用水は藩政の頃より、高森地内に水源口を求め高森川より取水し、岩弓堰と称しかんがい面積一二〇ha余をうるおす慣行水利権をもち今に至っているが、断崖の中腹を延々四kmに及ぶ毫頭蛇尾の水路を導入して、その耕地を守り続けた農民の心労は言語に尽くせぬものがあった。

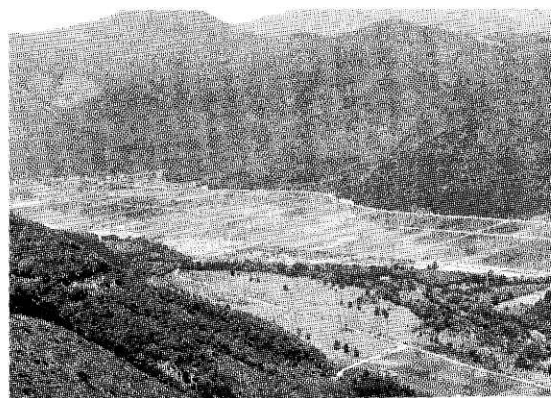
本地区は旧来、基幹作として水稻を栽培し生活を営んできたが、耕地は古来吾妻山の爆発により飛来したと伝えられている火山岩、火山灰等により岩石が散在、又、土壌条件等

も火山灰土壌で耕地の分散甚だしく、区画不整形、その耕地を縫うように蛇行する道、水路であった。昭和四十年後年に入り農業情勢の転換期を迎え、昭和四十九年、本地区将来の農業を達観し合寄って協議、構想を練ること数多く四年有余、遂に人の和を得、相談とこのい全員その実施を決意し、地権者の協力と関係機関の指導により昭和五十四年三月、吾妻土地改良区設立と事業の認可を得た。農家数一二一戸、面積一〇一・三ha、総事業費五億四千八百万円を着工された。その後、地区民のたゆまぬ要望により昭和五十六年、更に一六・五haを地区内に取組み、合わせて一七・八haの区画整理事業を施行された。

顧みるに、この事業は従前地筆数二、二四〇筆とその他道、水路五五六筆、その全体計画の中において地区界の設定、部落境界が画定され、また当地区中央を縦断する鉄道敷地

換地計画等、山積する苦難に身を挺し克服された努力は、実に察するに余りあり、受益者全員の理解と協力、連帯責任感が見事この事業を成し遂げたものである。

この七年間、総工費九億円余の事業費を投じて実施された。三〇a区画の耕地一六〇haと一・一kmの用排水路が完了し、地表の様相を貌し穰々たる美田が造成され、これにより当地区は混住化により混乱しかけていた農村秩序を回復、機械化一貫作業体系の確立、受益農家の効率的な農業生産による所得の向上と地域経済の発展等近代的農業経営確立の目的を達成し得て、将来益々隆昌発展し、子孫の繁栄もまた必ずや招来されることであろう。



については非農地として取組み、その間支障電柱の移転、劣等土壌の改良策としての客土、土壌改良剤の散布、湧水処理、散在する転石処理、

土地改良法の目的と 同じあいさつ

土地連 平 形 清 一

土地改良法第一条はいうまでもなく土地改良事業の目的で、「農用地の改良、開発、保全及び集約化に関

する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図りもつ

て生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的としている。

この目的の内容は私たち関係者はいつでも心にこめて仕事をしているが、いざとなると仲々大変な仕事である。最近仕事をするお金が思うようにならず、私たちに関係のある偉い人の一〇〇%はこの目的に添って次のような同じあいさつをしている。これらのあいさつどおり積極的に促進され、図られ、進められ、検討努力されたら本当に農業になると思っている。

(1) 厳しい国、県の財政事情の中。厳しい歳出抑制の中。財政事情もひっ迫の度を加えている中。農村、農業をとりまく内外の諸情勢は誠に厳しいものがあるが、農業並びに農家の健全な発展を図るには農業生産を再編成し、需要の動向に安定的に対応できる生産構造を確立し、農業物価格の安定と農業従事者の所得の増大を図りたい。

(2) 食糧の自給率を向上させ、農産物の国内生産を目指すため農業の生産性の向上をはかり豊富な質の良い農産物を安価に供給する。この実

現には農業生産基盤と生活環境の整備、農村における定住のための整備を一体的に推進して活性化が必要がある。

(3) 私は、国は、県は、皆さんのため、特に農業基盤の整備、農業構造の改善及び農村の環境整備を強力に進め、生産性を高めるとともに明るい農村の建設を目指して努力を重ねる。

(4) 自然環境や農村社会との調和を図りつつ合理化により生産性の向上を目指すため、優良後継者の確保、農業技術の研究開発、経営規模の拡大を強力に講じなければならないことは勿論、農業の体質を強化し、農村社会の環境の整備をするため農業基盤整備事業を積極的に進める。

(5) 極めて厳しい環境の中にあることを踏まえ、専門的な複合経営農家の育成と兼業農家を地域農業の担い手として位置付けるため地域の特性と創造力を生かした農業農村の振興、即ち集落を基礎とした農業生産の組織化と複合化を目指す。また新しい時代に対応する農協組織の確立と健康で豊かな生活を築く農村生活活動の充実強化を進める。

(6) 農業基盤の整備については、

①生産性の向上と農業構造の改善を推進、②農業基盤の計画的整備と農用地の開発、農村の環境整備を積極的に促進、③農業近代化設備の充実、④生産性向上の基礎的条件である農業生産基盤と農村の生活環境の整備を計画的に推進し、農業の体質強化と経営の合理化を図ることである。

(7) 近年水稲が豊作となり農村社会にも明るさが増してきたが、農業を取りまく情勢は依然として厳しいものがあり先行き予断を許さない状況になっている。農業については高い生産力を誇る農村の育成を目指し技術開発と普及の推進、農業生産の

担い手の育成、集落機能の維持と農家生活の向上の施策を中心に振興に努め、本県農業の確立のため鋭意努力する。

(8) 本県は、米どころの食糧基地としての役割を確立して、ゆとりのある米作を目指しているが、最近の農村社会は、農村の高齢化、後継者不足など課題が山積している、このため中核農家を軸にすえて兼業農家や高齢者、婦人、後継者などの組織化再編成による地域営農集団の活動を活性化し、水田農業の複合化を推進する。

昭和六十一年度 第一回役員会開催

一、監査の実施

昭和六十年度の事業及び収支決算の監査は、五月二十日午前十時から土地連役員室において、会津高田町土地改良区の浅野敏男代表監査員及び郡山市多田野土地改良区の本田三郎監査員、入沢千拓土地改良区の竹

花昭夫監査員全員が出席、高倉会長、鈴木土地連参事の立会のもと、事業の内容、収支決算及び会費等の徴収状況について、帳簿や会計経理の内容、証書、通帳及び関係文書を詳細に監査された。

監査の結果は、事業の内容、会計

経理の内容及び諸帳簿共に良好に処理されており収支決算は適切であると認められた。

また、未納会費等も例年と異なり二件と、その努力が認められたが、なお未納土地改良区に対し方部の幹事が督促協力するよう求められた。

二、幹事会開催

幹事会は同じく五月二十日午前十一時から同室において来賓の県農林課土地改良団体係長の小野勝彦氏を始め幹事十三名（四名欠席）及び監査員三名、事務局は鈴木参事外が出席して開催された。会議は高倉会長が議長となりあいさつ後、小野係長の新任のあいさつがあった後の事項を協議した。

(1) 昭和六十年度事業報告及び収支決算書の承認については、事務局の内容説明後、浅野代表監査員の監査報告により原案どおり承認された。

(2) 昭和六十一年度の補正予算については、昭和六十年度決算確定による補正で会員の退職に伴う会費等の減額と繰越金の増額分を補正したものであり原案どおり議決された。

(3) 昭和六十一年度永年勤続会員の表彰者選考については、各土地改良区より推せんのある被表彰者四

十二名について選考のうえ承認された。

(4) 総会、研修会の開催について本年度はさきに決定されている会津地区猪苗代町として、月日、場所を選定の結果、猪苗代湖畔の国民宿舎翁島荘で来る七月十四、十五日開催することに決定した。なお本年度の県外研修は県協同化協議会と合同で九月二十五、二十六の両日岩手県遠野市周辺の土地改良事業の状況を視察する予定である。

(参加人員は四十五名で締切る)

(5) 昭和六十一年度の事業計画、収支予算案及び会費の額、徴収方法については、大体、前年と同様であるが、予算規模については会員の減少に伴ない収入減のため支出面も減少しての予算となったが、これも原案どおり議決された。

(6) その他として本年は既報どおり本会設立十周年となるため記念行事として「協議会十周年のあゆみ」などを「むつみ」の第二十五号とともに出版する予定で各会員の投稿をお願いし各幹事も責任をもって努力さらに費用の面でも土地連に多少お願いすることを申し合わせた。

呑み屋で拾った話(その十五)

平形清一

一、五月の飲み屋

毎年同じこととなるが、三月四月は例のとおりの送別会や歓迎会、花見で何回も飲み屋に足をこぼなければならぬ。勿論お金の方も大変な額で、年度末手当はこの支出のため

にあるようなものだと一般に考えられている。しかし五月に入ると何々会も下火になり、風焦るすがすがしい季節とともに、花やかな飲み屋も一段と閑静になる。前の何会の座敷のときは「大変お世話になりました」

「今後とも何卒よろしく」「一生懸命頑張りますのでよろしくお願いします」など、お互いに緊張しながらも酒飲みの雰囲気はなごやかで和気相合であったが、五月頃になるとぼつぼつ二、三人のグループで三月四月の反省を催している不満を話している。「今度の課長は○○だ。話すこととやるのが反対で、思いやりなどまったくない」「今度入ってきた○○はさっぱりわからず期待

はずれだ」「気どってばかりいて付合わるい」「しかし前の○○さんはよかったなあ」などと自分中心に勝手気ままに話し、酒のさかなにしている。

一般に仕事での不満がたまると、それら不満をもつ同僚とお互いにそこそ話しながら一時的に解消を図るため酒の席となる。この五月は割合に多い。相手を比較すればするほど不満の話しがつもる。話を聞いていると、中にはなる程と思うことがある。よそから来た人は上司やその職場に長くいる人を頭がよく仕事も人一倍出来て立派な人と思っっているが、付合ってみるとあまり期待できないことがある。中には知らなくとも知ったふりをして威張っている、この人などは職場や人の付き合いの勉強をせず、新しい今の時代について行けず、ただ自分の身の安全を考えているからお互いに合わなくなる。また、一つの席、仕事に長くいると、

頭がその仕事だけになって他のことがあまりわからない。他の仕事に異動する人は、その場で頭をつかい気をつかいながら新しい勉強に努力しているが、長く席についている人は今までどおりの頭で十分である、こんなことも一つの原因かどうかは別として、お互いに年度が変れば今少し初心にかえて働きよい職場にしようとか常に努力すべきであると考えさせられました。

二、心のごみ

先日、花見酒を信夫山で味わった。酔客のにぎやかさとともに人が捨ててごみも思ったより多く、桜の花と人のごみを眺めながらの酒飲みとなった。最近ではごみの山は当り前のことと思っている。

誰でも仕事をして生活していると嬉しいことよりも面白くないこと、不満、悩みごとの方が多く心にたまる、即ちストレスである。ストレスがたまると何事もうまくゆかない。このようなときはやけ酒組が多い。酒蔵で飲むときは祝い酒は別にして、大抵はストレス解消である。このため飲みに来るこれらのお客さんに対してはストレス解消相手を上手にしなければ酒蔵のママとしては失格で

ある。お客の心のごみを集めて取ってあげなければならない。つまりごみ箱の役をするのである。お客は心のごみを自分の頼りになる他人やママさんにはき出せば一応きれいになり、一時的に心が晴れるのである。ごみのごみを感じていると話しが合わず面白くない飲み方となる。飲み屋では自分に限らず他の客人も何らかの悩みや目的で飲んでいる。また飲み屋のママさんはこれらのごみを誰のものかも忘れないようにしなくてはならない。それには店に来たお客の名前を必ず覚えることである。月に一回、三ヶ月に一回の客でも名前を覚えておくことが、あきないの大切なことで金になることでもある。たまに行く飲み屋でも、のれんをくぐるなりママさんに「○○さん久しぶりね……」と名前を言われると気持ち俄然違ってきてお金のことも忘れて長居することになり、また次回も来ないといわぬような気になる。ママさんも私は頭が悪いかななど言わず夕方店に来るとき道路ですれちがう車の番号を覚えること三台まであれば一ヶ月の客、五台であれば半年以上の客の名前がわかるそうです。

心のごみとママさんのことを書いて申訳ないが、誰でも仕事上や友達への付き合いでママさん以上いろいろ考えて拾ってやれば、お互いによい環境となるとの花見の酒席の話でした。

三、女のひとと酒席

酒蔵も今では、カウンターとともにちょっとした座敷があって五人や十人のグループでゆっくり味わうことができている。座敷となるとときには中年女性だけの宴会と出会うことがある。見かけは普通の姐様とは違って立派な人達である。このような女の人なら料亭に行つてやれば良いと思うが、そうはゆけないそう。料亭で話す場合と酒蔵で話すことは全然違うとのこと。早く言えば料亭は上品に、酒蔵はざくばらんに話されるからだ。ママさんの話だが、胸中はお金のこともしっかりしているのかも。この女性たち四、五人で始めから終りまで酒を飲み、いろいろ食べながらしゃべり通し三時間かかる。話も家庭、子供、学校、友達、男と非常に豊富である。よくしゃべるもんだと感心する。唄でも唄ってもらえば良いと思つたが、ママさんの眼合図で止めてよかった。そ

んな話の中で最近話題になっている子供のいじめについて話が一段と高く聞こえた。例のとおり家庭が悪い、や学校の先生が悪い、世の中が悪いからなどとそれぞれ思うままの意見があつたが中にはこんなことも話していた。子供のいじめが全然無くなればどうなるか、子供は無力になり、やる気や努力する勝負まで忘れて、モヤシ子になってしまう。少しくらいの言葉や体にさわるいじめはためになると思う。それより大人のいじめはどうなのか。働いていても体でのいじめ、言葉でのいじめ、さらに無言のいじめがあり、他人となるとなおさらひどい。大人はそれがあるまじりて乗り越えなければ一人前になれず、またいじめに負けずそれ以上の努力を重ね頑張っている。案外はお金にならない、社会の波にもまれながら生きているとのこと、まさしくよい話である。

さて、上手な客は飲み屋に入るとあまりきれいでないかあちゃんでも「ママ、今日は一段ときれいだよ」「ママ、いつきても若くて美人でうらやましい」などと心にもないことを言う。酒蔵のママさんには、おばさん、かあちゃん、おばちゃん、ま

たは名前をそれぞれ呼んでいるが、本当はママさんが一番嬉しいらしい。だからといってママさんと呼ばれても代金が安くなることもなく、それ以上きれいになることもない。ママさんも女である限り忘れず人並に恋をしたり、ある人を好きになることで優しい気持ちになり、豊かになつていい女になるのだそうだ。

酒を飲むときは、男ばかりよりも女の人とともに飲むと、たのしさが違ふと誰でも思っている。自分たちの仲間と飲む時は別にして他の女のひととなつて大変である。お金を出せば芸者さんやホステス、コンパニオンギャルとともに飲むこともできるが必ずしも自分の好きなタイプでないこともある。人によっては、バーやクラブの好きなところに出かける。懐のさびしい人にはできない。また女ばかりでもさびしいのではないかと考えるときもある。しかし酒蔵の場合女性が酒を飲んでいると知らない人でもお色気が漂う雰囲気となり酒のさかなに色を添えてくれる、愛くるしい素人婦人に見える。いづれにしても酒と女の人は良いことである。「男心をくすぐるお姐さんのような女」「ママさんはあきない上手

で男心を離さない、きれいな女である」とせめて心に豊かさをもち、飲み方上手になりたいものです。



編集後記

さわやかな初夏も近づき、新緑に囲まれた農村はひととき美しい、昨年の米価据置と豊作をそれぞれ思い乍ら本年も大部分田植えが終つて、これからは改良区の水の手当と、よい天気に恵まれることを祈つてやまない。

さて本号は、この四月県の異動により新たに農林課土地改良団体係長になられた小野さん始め相馬市土地改良区の吉野さん、鮫川堰土地改良区の吉田さん、川内村土地改良区の佐々木さん、吾妻土地改良区の小沢さんより年度始めお忙しいところ寄稿願ひまして厚くお礼申し上げます。なお今回時間の関係で寄稿が遅れている方や今後原稿依頼の折にはよろしく願ひいたします。また寄稿のほか、役員会の内容及び土地連が一括契約している農業用排水施設賠償責任保険の加入状況、さらに最近問題になっている用水路の農外利用調整等の概要を載せました。

本年度の総会、業務研修会は七月十四日、十五日、猪苗代町の国民宿舎「翁島荘」で開催することになりましたので萬障繰合せご参加下さい。毎年のことで申し訳ありませんが、申込みで宿泊するとしておきながら当日受付で泊らないと取消した場合に宿泊料負担金とも半額を載くことになりましたから、取消す場合は必ず前日まで連絡して下さい。

例年四月の異動で県農地林務部、農地事務所等の方々も異動されましたが、新任の方も含め今後とも変わらぬご指導をお願いいたします。また本年四月には土地改良事業の完了、土地改良区の合併等で会員の方々も大部退職されました(四十五名退職、十五名入区)、今日までのご労苦に對し深く感謝の意を表します。なんとなく寂しく感じられますが、退職後もご健康に留意されましてご活躍をお祈り申し上げます。なお異動後の会員名簿は次回のむつみに書くことにいたします。

編集発行人

福島市野田町1丁目15-20
福島県土地改良事業団体連合会内
福島県土地改良団体職員連絡協議会

印刷

福島市五月町1-15
陽光社印刷株式会社
TEL (0245) 22-4191 (代)